

## 規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月四日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第一号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

附属設備の名称	単位	使用料の額（円） （一回につき）	備考
マイクセット	一式	七九〇	
プロジェクターワゴン	同	七二〇	スクリーンを含む。
パーソナルコンピュータ	一台	三〇〇	
グループロッカー	一個	二〇〇	

#### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請に係る利用で当該利用が平成三十一年四月一日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成三十一年四月一日前のものに係る使用料及び施行日前の申請に係る利用で当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。